

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和3年12月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】「申告の手引き」の可能性③

「新設」と「廃止」

<12月、翌年度の償却資産申告書の発送時期>
「申告書の手引き」を封入する作業

「新設」の申告補足作業は完全にできているか。

⇒職場の事務の流れを確認する。今年中に新規事業を始めた事業者には、必ず申告書を発送しなければならないが、それは小規模事業者の多くは、資産数が少なく、すぐに免税点未満になる。

初年度に把握して申告書を送付することが重要である

日経新聞 企業生存率	
1年後	60%
3年後	38%
5年後	15%
10年後	5%
日経新聞社 経済産業省調査による	

経済産業省工業統計表 企業生存率	
1年後	73%
3年後	53%
5年後	42%
10年後	26%
経済産業省 工業統計表より	

納税義務者の把握方法

把握方法（自治体内部）

<法人の把握>

法人開設届（法人市民税）

非木造建物（見積書）からの申告要請
（県若しくは家屋担当）

契約部署からの把握（契約課）

<個人事業者の把握>

個人開業届（個人市民税）

税務署エルタックス（個人市民税）

アパート家屋評価時の申告要請（家屋担当）

<その他>

入湯税

水道開設届による新規法人等の把握

納税義務者の把握方法

把握方法(自治体外部 関係機関)

- <理容・美容業・飲食業・病院の把握>
環境衛生台帳、食品衛生台帳
- <船舶の把握>
各都道府県水産関係部局（水産課、漁船保安係等）
地方運輸局の船舶登録台帳
- <大型特殊自動車の把握>
一般財団法人自動車検査登録情報協会
- <太陽光発電の把握>
経済産業省エネルギー庁
電力会社（東北電力・東京電力ほか）
- <その他>
ネット情報・グーグルマップほか

会社の廃業 「解散」と「清算」の2段階

<解散>

会社が事業活動をやめて（休眠会社が事業を廃止したものと認定等）**清算**や**破産**の手続きに移行すること。

また、合併により法人が消滅することも解散と呼ばれる。

<清算>

解散後に、資産の売却、債権の取立て、債務の弁済、債務整理（債務免除や弁済猶予などの金融支援を受ける手続き）を通して会社の債権・債務を解消し、**残った資産（残余財産）**を株主に分配するプロセスのこと

問1 当町所在次の償却資産は課税の対象となりますか。

1	所有者	東京都中央区銀座西6丁目3 日本人造石油株式会社（代表清算人蜂谷洲平）
2	清算に入った日	昭和24年8月10日
3	事業種目	終戦迄人造石油製造業、終戦後事業廃止現在に至る。
4	償却資産の現況及び処分方法	昨年より解体を開始逐次売却して居るもその殆んどは規模規格の大なることと、戦時規格品の、スクラップとしてより売却できない状態である。勿論、所有者が将来これを使用することは考えられない。
5	その他	この償却資産は昭和20年閣令各省令第1号による財産の保全命令を受けて居る。

答1 第1項については同会社が固定資産税の賦課期日現在、清算事務遂行のためにのみ存続しているから清算事務の用に供するものについては課税できるが、その他のものについては課税できない。


廃業の類似語

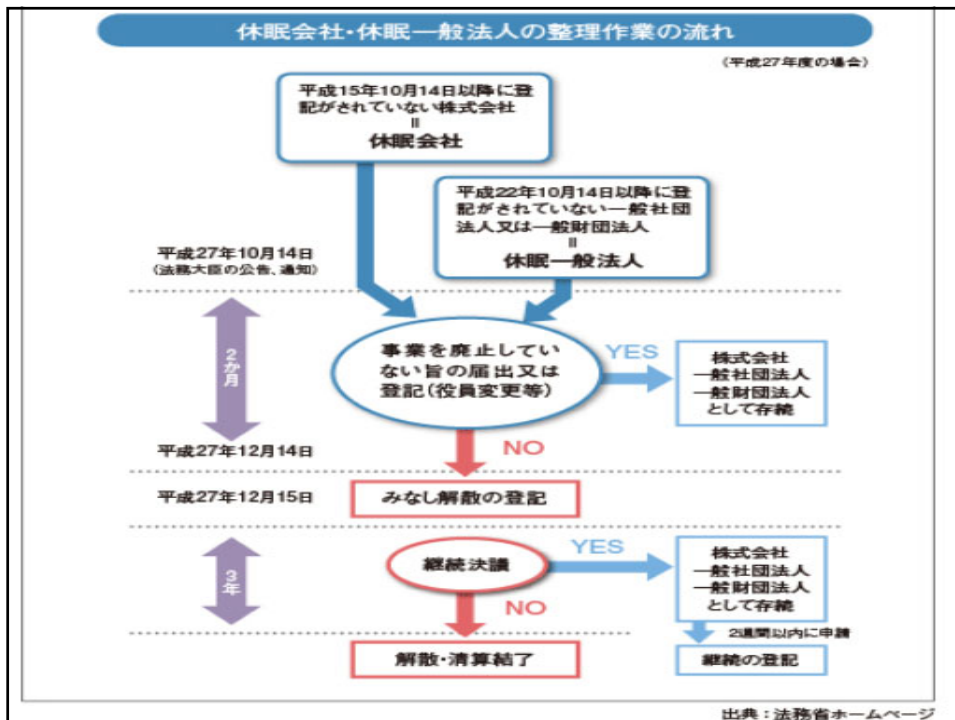
「倒産」 企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になったりした状態

「破産」 倒産状況にある会社が破産法に基づいて資産・負債を整理して廃業すること。清算の執行者は裁判所が選任した破産管財人

「休業」 法人登記を残したまま事業活動を完全に停止する場合も休業と呼ばれ、税務署と自治体に休業に関する異動届出書を提出。

「休眠」 12年間何の登記もなされていない会社を休眠会社（会社法）法務省の公告にしたがって2か月以内に「事業を廃止していない」旨の届出をしないと解散したものと見なされる（会社法第472条[3]）。法務省では毎年1回休眠会社に対する公告がある

異動届出書 (<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税)		※整理番号	※届出時期
<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。 </div>	提出法人	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ 電話 () - _____
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単体法人 連結親法人 連結子法人 連結子法人となる法人	(フリガナ) 納税地	〒 _____
		(フリガナ) 法人等の名称	_____
		法人番号	_____
		(フリガナ) 代表者氏名	_____ ③
		(フリガナ) 代表者住所	〒 _____
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
休眠		令和〇年7月より休眠	



実務提要 ＜被相続人が死亡した場合の 課税について＞

（問）すでに死亡して相続権者が二～三名あるが**遺産相続もせず、そのままになっている固定資産**について、実質的に管理使用している者に合算して課税してよいか。

また、合算課税する場合は、本人の承諾を必要とするか。合算課税は全くできないものなのか。

答 質問の内容が判然としないので、一般的に考えられる次の二つの場合について考える。

(1) 賦課期日前に被相続人死亡している場合

法343条第2項により、所有者として登録されている者が死亡しているときは、賦課期日現在において、現にこれを所有している現実の所有者が納税義務者となり、**設例の場合**、民法第898条の規定により、当該固定資産は相続権者の共有の属するものであり、法第10条の2第1項の規定により、**連帯納税義務が発生**するので、そのいずれに対して課税しても差し支えない。

(2) 賦課期日後、被相続人が死亡した場合

民法第900条から第902条までの規定による相続分によりあん分して計算した額を各相続人に課税すべきであって、設例の場合、実質的に管理、使用している者に合算課税すべきではない。

(3) なお、相続権者の全員が相続放棄した場合は、相続財産法人が設立されるので、

(1)の場合にあつては、当該相続財産法人に課税され、(2)の場合にあつては、当該相続財産法人から、未徴収分を徴収することができる。

8. 納税義務者の修正

税額修正原因

◎ 納税義務者の認定誤り

- 相続登記未了の土地・家屋を相続人代表者の個人資産として課税
- 未登記家屋の所有者の把握誤り
- 共有物(又は区分所有)の一部納税義務者への課税漏れ
- マンション管理組合法人単独所有の土地を区分所有者に課税
- マンションの所有権移転時の敷地権の異動処理漏れ

◎ 登記の反映漏れ

- 所有権移転登記の反映漏れ・入力誤り

◎ 死亡の未反映

- 納税義務者の死亡の未反映

◎ 納税義務者の例外の適用誤り

- 土地区画整理事業等の換地前の所有者へ換地後も課税
- 土地区画整理事業の仮使用地の使用開始前に使用者に課税



等

県内自治体 固定資産への課税

11市町でミス判

12市町村確認中 長期間、資産区

県内の市町村で固定資産税の課税ミスが相次いで発覚している問題で、県内35市町村のうち、ミスが判明したのは11市町を数え、12市町村がミスの有無を確認中であることが30日、山形新聞のまとめで分かった。

いずれも長期間にわたり相続人代表者に対し個人資産と共有資産を区別せずに課税していた。長男の相続が一般的で、不動産価値が高かった時代は「合算」しても正しい課税額と差がなかったことが、ミスが顕在化しなかった一因という。課税ミスの有無に対する県内35市町村の状況は左表の通り。最初にミスが発覚した米沢市によると、かつては一家の家長が亡くなった際は、長男が程なく相続するのが一般的で、相続人代表者は長男が務めること

が多かった。土地や建物が未登記で相続人の共有状態だったとしても、最終的に相続人代表者である長男が相続することが多いためにミスに気づきにくかったと説明する。

川西町の担当者は「昔は（合算していても）長男が相続していたから問題にならなかった」と漏らした。も、現実に相続代表者も、現実に相続代表者人資産となり、問題にならないケースが多かったとされる。

山形市は相続登記が

固定資産課税ミスに関する県内市町村の状況

山形市	○
米沢市	×
鶴岡市	△
酒田市	△
新庄市	○
寒河江市	○
上山市	×
村山市	×
長井市	○
天童市	×
東根市	×
尾花沢市	×
南陽市	×
中山町	△
河北町	×
西川町	△
朝日町	△
大江町	○
大石田町	×
金山町	○
最上町	○
形町	○
真室川町	○
大蔵村	△

△は課税額が判明、○は課税額がない

新聞記事